

令和8年8月10日

南阿蘇鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関するパブリック・コメントを実施します

令和8年8月6日、南阿蘇鉄道 株式会社（本社：熊本県阿蘇郡高森町）から鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くため、下記の要領にてパブリック・コメントを実施します。

1. 意見募集対象（案件名）

南阿蘇鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について

2. 申請の概要

別紙（次ページ以降）のとおり

3. 意見募集期間

令和8年8月10日（月）から令和8年8月24日（月）まで

4. 意見の提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov パブリック・コメント [e-GOV](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/list?CLASSNAME=PCMMSTLIST&Mode=0) パブリック・コメント）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/list?CLASSNAME=PCMMSTLIST&Mode=0>

の「案件一覧（意見募集案件）」欄に掲載された上記の【1. 意見募集対象（案件名）】を選択し、案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、e-Gov の意見提出フォームもしくは郵送のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

電話による意見の受付は行いません。

5. その他

提出されました意見は整理の上、e-Gov パブリック・コメントの案件一覧（結果公示案件）内の当該案件の詳細に回答を掲載します。

意見に対する個別の回答は行いません。

<お問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

椎葉 平野

電話 092-472-4051



九州運輸局
運輸と観光で九州の元気を創ります

変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

別紙 1 のとおり

申請理由

別紙 2 のとおり

その他

申請書の内容については、e-Gov パブリック・コメントの案件一覧（意見募集案件）内の当該案件の詳細に掲載します。

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法

申	請
旅客運賃の計算方法及び適用方法	
第1 運賃の計算方法	
1 旅客運賃に関する通則	
(1) 適用する運賃	
以下に定める額を最高額として、別途定める額とする。	
(2) 運賃制度（対キロ区間制）	
初乗り区間を2キロメートルまでとし、以降2キロメートルまでを増す毎の対キロ区間制とする。	
(3) キロ程の端数計算	
旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる。	
(4) 運賃計算上使用するキロ程	
旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、別に定める場合を除いて、南阿蘇鉄道(株)の路線（以下「社線」という。）が同一方向に連続する限り、これを通算する。	
(5) 運賃の端数計算	
旅客運賃を計算する場合の10円未満の端数は、これを10円に切り上げる。	
(以下、この計算方法を「端数計算」という。)	
2 普通旅客運賃	
(1) 大人片道旅客運賃	
2キロメートルまで	
2キロメートルを越え、4キロメートルまで	
4キロメートルを越え、6キロメートルまで	
6キロメートルを越え、8キロメートルまで	
8キロメートルを越え、10キロメートルまで	
10キロメートルを越え、12キロメートルまで	
12キロメートルを越え、14キロメートルまで	
14キロメートルを越え、16キロメートルまで	
16キロメートルを越え、18キロメートルまで	

申	請
(2) 小児及び幼児の運賃計算方 ア 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、これを端数計算した額とする。 イ 幼児の普通旅客運賃は、これを小児とみなして取り扱う場合を除き無賃とする。 また、乳児の普通旅客運賃は、すべて無賃とする。 (3) 往復普通旅客運賃 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。 3 定期旅客運賃 (1) 1ヶ月定期旅客運賃の計算方 ア 通勤定期旅客運賃 発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、これを3割引きして、端数計算した額とする。 イ 通学定期（高校・大学）旅客運賃 発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、これを5割5分引きして、端数計算した額とする。 ウ 通学定期（中学）旅客運賃 発着区間の大人片道普通旅客運賃を60倍し、これを6割引きして、端数計算した額とする。 (2) 3ヶ月定期旅客運賃の計算方 1ヶ月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引きして、端数計算した額とする。 (3) 6ヶ月定期旅客運賃の計算方 1ヶ月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引きして、端数計算した額とする。 (4) 小児定期旅客運賃の計算方 大人定期旅客運賃を折半し、端数計算した額とする。	

申	請
第2 適用方法（適用条件） 1 普通旅客運賃（普通乗車券） (1) 旅客の年齢 ア 大人、小児、幼児及び乳児の別 （ア）大人 12才以上の者 （イ）小児 6才以上12才未満の者 （ウ）幼児 1才以上6才未満の者 （エ）乳児 1才未満の者 イ 幼児を小児とみなして取り扱う場合 （ア）幼児だけで旅行するとき。 （イ）団体旅客として乗車するとき。 （ウ）団体乗車券以外の乗車券を所持する6歳以上の旅客に随伴されて、2人を超えて旅行するとき。2人を超えた者だけ小児とする。 （エ）幼児が指定を行う座席を使用して旅行するとき。 (2) 有効期間 ア 片道乗車券 1日 イ 有効期間の起算日と初日の時間 有効期間の初日は時間の長短にかかわらず1日とし計算し、かつ、有効開始日を特に指定して発売したものを除き、乗車券を発売した当日から起算する。 (3) 途中下車 途中下車は認めない。旅客が途中駅に下車した場合は、使用乗車券は、前途無効とする。 2 定期旅客（定期乗車券） (1) 旅客の年齢 ア 大人、小児、幼児及び乳児の別 （ア）大人 12才以上の者 （イ）小児 6才以上12才未満の者 （ウ）幼児 1才以上6才未満の者	

申	請
(エ) 乳児 1才未満の者 イ 大人を小児とみなして取り扱う場合 有効期間中にその旅客の年齢が12才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取り扱う。 (2) 発売条件 ア 通勤定期乗車券 常時、社線の区間を乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、社の指定する発売所に提出したとき発売する。 イ 通学定期乗車券 次に掲げる学校（以下、「指定学校」という。）の学生、生徒、児童及び幼児が通学のため、常時、区間を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書を社の指定する発売所に提出したとき又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、社の指定する発売所に提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅との相互間について発売する。 (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1項の規定による小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園 (イ) 前号以外の学校（修業期間が連続して12ヶ月以上あり、かつ、1ヶ年の授業時間700時間以上のもの）であって、社の指定したもの (ウ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83号の規定によって設立された私立学校（設立認可後1年以上を経過し、修業期間が連続して12ヶ月以上であり、かつ、1ヶ年の授業時間700時間以上のもの）であって、社の指定したもの (3) 有効期間及び発売日 ア 有効期間 通勤及び通学定期券 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月 イ 発売日及び有効開始日 常時発売するものとし、有効開始の日の前日から発売する。ただし、次の場合は、有効期間前の発売を認める。 (ア) 前日が日曜日、祭日等に当たる場合 その休日の前日から。ただし、有効期間の開始日7日以内に限る。	

申	請
(イ) 継続購入に場合	14 日前から
(ウ) 事業所及び指定学校において一括購入する場合	14 日前から
(4) 途中下車及び途中乗車 途中下車及び途中乗車は旅客の任意とする。	
(5) 乗車制限 特に制限しない。	
(6) 乗車回数 特に制限しない。	

- (注) 1 申請欄の事例は参考であり、自社の設定する運賃制度に合致した内容とすること。
- 2 運賃の計算方法、額及び適用方法の基本的内容とする。全文は前途添付。
- 3 上限運賃として申請した場合、認可後、その範囲内で実施する運賃について、別途事前報告を要する。

変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法

申 請	現 行
旅客運賃の計算方法および適用方法 第1. 旅客運賃の計算方法 1. 普通旅客運賃 (1) 大人片道普通運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。 2キロメートルまで <u>2 0 0 円</u> 2キロメートルを越え、 4キロメートルまで <u>2 4 0 円</u> 4キロメートルを越え、 6キロメートルまで <u>2 9 0 円</u> 6キロメートルを越え、 8キロメートルまで <u>3 5 0 円</u> 8キロメートルを越え、 10キロメートルまで <u>4 1 0 円</u> 10キロメートルを越え、 12キロメートルまで <u>4 6 0 円</u> 12キロメートルを越え、 14キロメートルまで <u>5 1 0 円</u> 14キロメートルを越え、 16キロメートルまで <u>5 6 0 円</u> 16キロメートルを越え、 18キロメートルまで <u>6 2 0 円</u>	旅客運賃の計算方法および適用方法 第1. 旅客運賃の計算方法 1. 普通旅客運賃 (1) 大人片道普通運賃 次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。 2キロメートルまで 1 8 0 円 2キロメートルを越え、 4キロメートルまで 2 1 0 円 4キロメートルを越え、 6キロメートルまで 2 4 0 円 6キロメートルを越え、 8キロメートルまで 2 9 0 円 8キロメートルを越え、 10キロメートルまで 3 5 0 円 10キロメートルを越え、 12キロメートルまで 3 9 0 円 12キロメートルを越え、 14キロメートルまで 4 3 0 円 14キロメートルを越え、 16キロメートルまで 4 6 0 円 16キロメートルを越え、 18キロメートルまで 4 9 0 円

- (注) 1 変更しようとするすべての事項について記載すること。
- 2 現行の計算方法及び適用方法で変更しない項目は、省略。(全文は別途添付)
- 3 部分的な変更事項等については、適宜変更部分にアンダーラインを引き、変更点をあきらかにすること。

変更を必要とする理由

当社は、昭和61年4月より第三セクター鉄道として営業を開始し、現在は地域住民の通勤・通学はもとより、阿蘇観光に欠かせない重要な社会基盤となっています。平成28年に発生した熊本地震により被災し、令和5年4月より第二種鉄道事業者として新たな事業運営体制へ移行し、持続可能な鉄道経営に取り組んでおりますが、平成9年2月実施の運賃改定以降、消費税率の引き上げによるものを除き、運賃改定は実施しておらず、運賃を維持してまいりました。

安全・安定輸送を最優先に、高森駅・立野駅の建替えや新型車両の導入、J R豊肥本線肥後大津駅直通乗り入れ運転の開始などハード面の整備をはじめ、キャッシュレス対応自動券売機や車内タッチ決済、観光列車予約システムの導入、新たな冬季観光列車の運行、広告収入の拡充、アンバサダー任命による沿線のPR活動など、お客さまの利用促進・収入確保と業務効率化に取り組むとともに、あらゆる経費の削減を図りながらも人材確保・定着のために給与制度の見直しを行うなど、懸命の努力を重ねてまいりました。

しかしながら、地方鉄道を取り巻く経営環境は以前にも増して厳しく、沿線人口の減少やモータリゼーションによる社会環境の変化に加え、旅行者の高齢化と旅行形態がマイカー利用へ移行していることによる団体旅行需要の低迷などにより、輸送人員はピーク時の平成6年度の約55%と減少傾向にあります。沿線高校の新学科設立が功を奏し、通学生の需要は回復傾向にあるものの、観光需要は大幅な回復が見込みにくい状況にあります。加えて、資材仕入価格や燃料費、労務費の上昇が続き、経営合理化を進めてもなお、事業規模が限られる地方鉄道においては、一つ一つの設備更新や維持管理費の増加が経営に与える影響は決して小さくありません。また、将来にわたる安全・安定輸送を維持するため若手人材の採用・育成を進めており、職員構成の変化や定期昇給等に伴う人件費の増加も見込まれます。さらに、今後予定している車両更新や設備修繕、安全対策、サービス向上を着実に進めていくためには、継続的な財源の確保が必要となります。

地域の公共交通機関として安全・安心な輸送サービスを維持し、持続可能な鉄道事業を実現するため、当社の更なる経営努力を前提としたうえで、運賃改定により得られる収入を、安全対策、旅客設備の改善及び維持管理、観光需要へのサービス向上、また人材確保と処遇改善へ重点的に活用し、将来にわたり地域の皆様に安心してご利用いただける鉄道サービスの提供に努めてまいります。